

介護保険料を引き下げました

介護保険制度では、3年ごとに介護サービスにかかる費用（介護保険事業費等）の見込みをもとに、65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料の見直しが行われます。

町は、昨年度に見直しを行い、令和3年度からの介護保険料を改定しました。

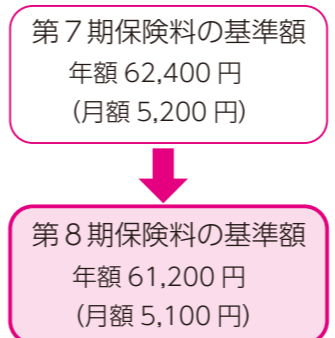
■改定の概要

町は、令和3年度から令和5年度までの「金ヶ崎町高齢者福祉計画・第8期金ヶ崎町介護保険事業計画」において、介護保険事業費等を推計し、第1号被保険者が負担する介護保険料を、基準年額61,200円（月額5,100円）に改定しました。

介護サービスにかかる費用のうち、第1号被保険者の負担割合は、令和2年度までと同じ23割（法律で定められた負担割合）ですが、

要介護認定者数増の推計により、介護保険事業費等は今後も伸びる見込みです。

このことから、介護保険料は増額する見込みですが、町は第1号被保険者の介護保険料の負担軽減のため、介護給付費準備基金からの取り崩しにより、第8期（令和3年度から令和5年度）では、保険料基準額を第7期（平成30年度、令和2年度）の年額62,400円から、年額120,000円の引き下げ改定としました。



44 町 保健福祉センター ☎ 4560

〔表〕 所得段階別保険料

所得段階	対象者	第8期（令和3～5年度）	
		保険料年額	第7期 保険料年額
第1段階	生活保護、老齢福祉年金受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	30,600円 ※（18,400円）	31,200円 ※（18,800円）
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	42,900円 ※（27,600円）	43,700円 ※（31,200円）
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	45,900円 ※（42,900円）	46,800円 ※（43,700円）
第4段階	本人が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	57,100円	58,200円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	61,200円	62,400円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	75,000円	76,500円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	79,600円	81,200円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	91,800円	93,600円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	98,000円	99,900円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上の人	107,100円	109,200円

※（ ）の数字は、低所得者対策として公費投入による保険料軽減後の数字です。

介護保険料のよくある質問

問 税務課 ☎ 42-2111

Q 介護保険料はだれが納付するの？
65歳以上の人（第1号被保険者）1人1人が納付します。

Q 介護保険料の納付方法は？
納付方法は、年金から天引きになる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の2種類ありますが、介護保険料は原則として特別徴収により納付することとなっているため、自分で納付方法を選択できません。

Q 特別徴収の対象者は？
対象年度の4月1日時点で、次のすべてに該当する人が対象となります。偶数月の年金支給日に、年金から保険料が天引きされます。（年6回）
▶ 老齢・退職・障害・遺族年金のいずれかを受給している人
▶ 上記の年金を年額18万円以上受給している人

Q 特別徴収の仮徴収とは？
年6回の特別徴収のうち、4・6・8月の年金天引きを「仮徴収」といいます。保険料決定の基になる前年所得を6月に確定するため、この間は原則として、2月の特別徴収額と同額を年金から天引きします。また、確定した前年所得を基に決定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた金額を10・12・2月の年金天引きにより納付していただきます。（下図参照）
令和3年度から所得段階別保険料を変更していますが、仮徴収額には影響せず、10月以降に天引きされる額において調整されますので、ご注意ください。

Q 普通徴収の対象者は？
次のいずれかに該当する人は特別徴収の対象となりませんので、普通徴収となります。
▶ 対象年度の途中で65歳になった人 ▶ 対象年度の途中で他市町村から町に転入した人 ▶ 現況届の未提出などに伴う、一時的な年金の支給停止があった人 など
※ これらの人でも、特別徴収ができる状態になった場合は、特別徴収が開始（再開）されます。

Q 普通徴収の納付方法は？
介護保険料納入通知書（納付書）を送付しますので、役場税務課や金融機関の窓口で納付してください。
▶ 1年間の保険料を7月から12月までの6回に分けて納付します。▶ 各月の納期限は、その月の末日です。（ただし12月のみ25日前後。また、末日が土・日・祝祭日に当たる場合は、翌営業日）
そのほか、便利で確実な口座振替もできます。希望する場合は、通帳と印かんを持参のうえ役場税務課や金融機関の窓口で手続きしてください。

Q 年度途中で65歳になる人の保険料は？
65歳に到達する月の翌月に送付される納入通知書（納付書）で納付してください。特別徴収の開始までに期間を要し、すぐに年金天引きされないためです。なお、特別徴収へ自動的に切り替わりますので、手続きは不要です。
また、40歳から64歳まで（第2号被保険者）は、加入する健康保険（医療保険）の保険料の中で、医療分と合わせて介護分を負担していますが、この保険料と介護保険料が重複して徴収されることはありません。

介護保険料の特別徴収（イメージ）

（例）令和2年度（第7期）第6段階、令和3年度（第8期）第5段階の人の場合、

